

特定非営利活動法人緑地雑草科学研究所

## 平成27年度 総会資料

日 時 : 平成27年2月20日(金) 16時～17時

会 場 : マイクロフォレストリサーチ 会議室  
兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目14番地  
ポートピアプラザC棟1602号室  
TEL/FAX: 078-302-2850

開 会

議 事

- 第1号議案. 平成26年度事業報告
- 第2号議案. 平成26年度決算報告
- 第3号議案. 平成26年度事業監査報告
- 第4号議案. 平成27年度事業計画案及び予算案に係る件
- 第5号議案. 定款変更の件
- 第6号議案. 定款変更認証の申請に係る件
- 第7号議案. その他

閉 会

## 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告

### (1) 会員数

平成 26 年度末現在	平成 25 年度末	比較増減
(個人会員) 97 名	(個人会員) 91 名	6 名増
(賛助会員) 39 件 147 口	(賛助会員) 37 件 145 口	2 件 2 口増
136	128	8 増

### (2) 事業活動

#### 1. 第 6 回公開シンポジウムの開催

「ゴルフ場緑地の地域環境的価値と最適管理を考える」

<11 月 26 日 ウィンクあいち 参加 67 名>

#### 2. 講演会の開催

「草原の退化とその社会的・自然環境的背景—内モンゴル草原を例に一—」

<1 月 31 日 尼崎市中小企業センター 401 号室 参加者 28 名>

#### 3. 公開フォーラムの開催

「耕作放棄地の現状と課題 ; 地域環境保全の観点から」

<10 月 11 日 福井県立大学交流センター多目的ホール 参加者 38 名>

#### 4. 刊行物の発行

1) ニュースレター “草と緑” 6 号<12 月発行>

2) 「ゴルフ場緑地の地域環境的価値と最適管理を考える」

第 6 回シンポジウム講演要旨集 <11 月 26 日発行>

#### 5. 雑草ウォッチャー活動

雑草問題として「雑草による傷害」、主要雑草として「ヨモギ」をテーマに、情報の収集・整理・フィードバックを実施。ウォッチャー登録者数 (12 月現在) : 99 名

#### 6. 研究の受託

1) 鉄道難防除雑草の生理生態とその対策 (株式会社アセント)

2) 難防除雑草の生理生態と新防除技術開発 (株式会社アセント)

3) 太陽光発電施設の雑草診断と対策 (株式会社白崎コーポレーション)

#### 7. 広報活動

1) ホームページの運営・拡充

2) パンフレット配布・刊行物等の展示 (於: 日本雑草学会、研究所主催の会合等)

### (3) 会議

総会 : 1 月 31 日 尼崎市中小企業センター

理事会 : 第 1 回<1 月 31 日, 於神戸市> 第 2 回<3 月 31 日, 於神戸市>

第 3 回<11 月 26 日, 於名古屋市>

その他: シンポジウム運営委員会、雑草ウォッチャーチーム委員会、草と緑編集委員会

## 第2号議案 平成26年度決算報告

### (1) 収支決算

(平成26年1月1日～平成26年12月31日)

収入項目	26年度決算額	26年度予算額	比較増減(△減)	備考
<b>会費収入</b>	<b>1,657,000</b>	<b>1,900,000</b>	<b>△243,000</b>	
個人会費	(237,000)	(300,000)	(△63,000)	入金79名分
賛助会費	(1,420,000)	(1,600,000)	(△180,000)	入金142口分
<b>事業収入</b>	<b>1,560,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>560,000</b>	
受託研究費	(1,506,000)	(1,000,000)	(506,000)	3件
シンポジウム・セミナー参加費	(54,000)	(0)	(54,000)	
<b>雑収入</b>	<b>238,834</b>	<b>230,000</b>	<b>8,834</b>	
広告費	(180,000)	(180,000)	(0)	10社掲載
刊行物販売	(55,500)	(50,000)	(5,500)	
その他	(3,334)	(0)	(3,334)	
<b>前期繰越金</b>	<b>1,162,323</b>	<b>1,162,323</b>	<b>0</b>	
<b>当期収入合計</b>	<b>4,618,157</b>	<b>4,292,323</b>	<b>325,834</b>	

支出項目	26年度決算額	26年度予算額	比較増減(△減)	備考
<b>研究活動費</b>	<b>3,887,134</b>	<b>3,200,000</b>	<b>687,134</b>	
シンポジウム・セミナー開催費	(977,883)	(700,000)	(277,883)	
年報刊行費	(479,705)	(300,000)	(179,705)	草と緑6号刊行
広報活動費	(66,455)	(100,000)	(△33,545)	
研究・調査費	(1,254,931)	(700,000)	(554,931)	
研修・資格認定	(0)	(200,000)	(△200,000)	
雑草ウォッチャー費	(420,000)	(600,000)	(△180,000)	
人件費	(600,000)	(600,000)	(0)	
備品費	(88,160)	(0)	(88,160)	パソコン1台購入
<b>事務局経費</b>	<b>323,056</b>	<b>400,000</b>	<b>△76,944</b>	
消耗品費	(16,927)	(70,000)	(△53,073)	
通信・運搬費	(70,567)	(70,000)	(567)	
会議費	(214,446)	(230,000)	(△15,554)	
雑費	(21,116)	(30,000)	(△8,884)	
<b>次期繰越金</b>	<b>407,967</b>	<b>692,323</b>	<b>△284,356</b>	
<b>当期支出合計</b>	<b>4,618,157</b>	<b>4,292,323</b>	<b>325,834</b>	

(2) 貸借対照表

(平成 26 年 12 月 31 日現在)

資産の部		負債の部	
普通預金 (北陸銀行)	214,657	未払金	233,068
普通預金 (郵貯銀行)	180,378		
未収金	246,000	繰越金	407,967
合計	641,035	合計	641,035

未収金：受託研究費 (216,000)

シンポジウム要旨広告掲載費 2 社分 (30,000)

未払金：草と緑 6 号製本費用 (203,985)

草と緑 6 号原稿料 (29,083)

第 3 号議案 平成 26 年度事業監査報告

平成 26 年度緑地雑草科学研究所収支決算書、貸借対照表について、出納簿、預金書、領収書等と照合し、監査した結果、全て適法かつ正確に処理されていると認めます。

平成 27 年 1 月 16 日

監事 白崎 弘隆



#### 第4号議案. 平成27年度事業計画案及び予算案に係る件

例年の総会では前年度の事業報告、決算報告ならびに当年度の事業計画及び予算案の審議を行っていましたが、1月や2月に実施する総会では、活動計画等についての十分な討議や意見の吸収が困難であることが過去の総会の参加状況から認識されました。

事業計画・活動計画はできるだけ多くの会員が参加して、議論する機会にしていくことが重要ですので、本総会とは別に4月に臨時総会を開催し、その際に事業計画ならびに予算案についての審議を行いたいと考えます。

つきましては、平成27年度事業計画案及び予算案についての審議を、4月に開催する臨時総会の場にて行いたく、提案します。

#### 第5号議案 定款変更の件

当組織の会議（総会及び理事会）および運営の効率化のため、電磁的方法（電子メールなど）での表決の採用、みなし決議（※）の導入、定款変更に関する認証を必要とする事項の変更を行いたく、定款の変更を提案します。

定款の変更点は以下のとおり。

	旧条文	新条文
第5章 総会 (招集) 第26条	3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議決) 第29条		3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
(表決権等) 第30条	2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

<p>(議事録) 第31条</p>	<p>(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p>	<p>(2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p><u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称</u></p> <p><u>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p><u>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p>
<p>第6章理事会 (招集) 第35条</p>	<p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(議決) 第37条</p>		<p><u>3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(表決権等) 第38条</p>	<p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p>	<p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。</p>

<p>(議事録) 第39条</p>	<p>(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p>	<p>(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p><u>3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称</u></p> <p><u>(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日</u></p> <p><u>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p>
<p>第8章 定款の変更、解散および合併 (定款の変更) 第52条</p>	<p>この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの。)</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p>	<p>この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>(2) 名称</u></p> <p><u>(3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類</u></p> <p><u>(4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)</u></p> <p><u>(5) 正会員の資格の得喪に関する事項</u></p> <p><u>(6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く)</u></p> <p><u>(7) 会議に関する事項</u></p>

		<u>(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u> <u>(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項</u> <u>(10) 定款の変更に関する事項</u>
--	--	--

(※) みなし決議

全員の同意の意思表示が得られた場合にその議案が決議されたものとみなし、その会議が実施されたものとして扱うこと。

当法人では、所轄庁の方針により年1回の通常総会はみなし決議で省略はできませんが、緊急の決議が必要な際に開催する臨時総会や理事会をみなし決議で行うことで効率化が期待されます。

**第6号議案 定款変更認証の申請に係る件**

第5号議案の定款変更についての所轄庁への認証申請及び、その申請に伴う本事業年度と翌事業年度の事業計画書、活動予算書等の申請資料の作成、付随する手続きについて理事長に一任すること、また申請は平成27年度中に行うこと、定款の変更日は定款変更認証所到達の日とすることについて諮りたく、ここに提案いたします。

**第7号議案 その他**

以上